

多摩市産業振興推進会議の運営について（案）

令和5年5月19日
多摩市産業振興推進会議

（趣旨）

第1条 本件は、多摩市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会長は、推進会議の会議開催日の2週間前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、緊急時など特別の事情があると会長が認める場合は、この限りではない。

（代理出席）

第3条 委員は、都合により出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、その代理人にその職務を行わせることができる。ただし、オンライン会議での代理出席は認めない。

2 代理出席の場合は推進会議設置要綱第9条に規定する謝礼は支払わないこととする。

（随行者）

第4条 委員は、随行者を伴うことができる。ただし、2名以上の随行者を伴う場合はあらかじめ会長に報告することとする。

2 委員に代わり、随行者が発言する際は都度、会議に諮ることとする。

3 随行者は議決の人数には含めない。

（会議等の周知）

第5条 会議の開催や結果の周知については、以下のとおりとする。

(1) 会議の開催予定については、たま広報・多摩公式ホームページ等で周知を図るものとする。

(2) 会議録及び会議資料は、原則として会議終了後、公式ホームページ等において公開するものとする。なお、会議録を作成するために、原則として会議内容を録音する。

（会議の秩序保持）

第6条 会長は、推進会議の会議を主宰し、会議の秩序を保持する。

2 会長は、会議の秩序を維持するため、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限

し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(傍聴者への対応)

第7条 傍聴者への対応については、以下のとおりとする。

- (1) 委員会における配付資料は、支障のない範囲内において、閲覧用として備え置くものとする（会議次第は配布する）。
- (2) 傍聴者から、会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影含む）の申し出があった場合は、会長の許可を得ることとする。
- (3) 傍聴者からの発言は、原則として認めない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次に開かれる会議において報告することを原則とする。

2 議事録に記載する事項は次のとおりとし、会議の要点を記録するものとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議第
- (2) 出席した委員及び発言した随行者の氏名
- (3) 欠席した委員の氏名、代理出席した者の氏名
- (4) 説明のため出席した者の氏名
- (5) 決定内容
- (6) 議論内容（提案、決定に至った理由など会議の要点）
- (7) 課題・懸念事項（改善点、決定事項を受けてやるべきことなど）
- (8) 次回の会議の日程
- (9) その他会長が必要と認めた事項

3 議事録には、会長及び会長が指名した委員2人が署名するものとする。